

令和7年度環境物品等調達方針（抜粋）

12. 自動車等

【判断の基準】

①乗用車にあつては、次の要件を満たすこと。

ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考12に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。

イ. エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

| 区 分 | | 一酸化炭素 | 非メタン炭化水素 | 窒素酸化物 |
|-----------------------|---------|------------|-------------|-------------|
| 乗用車 | JC08モード | 1.15g/km以下 | 0.013g/km以下 | 0.013g/km以下 |
| | WLTCモード | 1.15g/km以下 | 0.05g/km以下 | 0.025g/km以下 |
| 小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車 | JC08モード | 1.15g/km以下 | 0.025g/km以下 | 0.025g/km以下 |
| | WLTCモード | 1.15g/km以下 | 0.05g/km以下 | 0.025g/km以下 |
| 小型バス（1.7t超） 中量貨物車 | JC08モード | 2.55g/km以下 | 0.025g/km以下 | 0.035g/km以下 |
| | WLTCモード | 2.55g/km以下 | 0.075g/km以下 | 0.035g/km以下 |

備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。

4 排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。